

○愛知中部水道企業団契約事務手続要領

平成21年4月1日

要領第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、愛知中部水道企業団（以下「企業団」という。）が、発注する建設工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れ等（以下「工事等」という。）の契約に係る標準的な事務手続きを定めることにより、公正、透明で効率的な契約事務を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 入札参加資格者名簿に登録されており、企業団の入札参加資格を有する者をいう。
- (2) 契約担当者 契約事務の一連の手続きを担当する職員をいう。
- (3) 入札参加者 制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）及び事後審査型制限付き一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）にあつては第7条第1項第8号に定める申請書類を提出した者、指名競争入札にあつては指名された者をいう。
- (4) 入札者 入札を完了した者をいう。（入札が無効とされたものを含む。）
- (5) 電子入札システム 企業団が実施する工事等の入札に関する事務手続をあいち電子調達共同システム（CALS/EC）及びあいち電子調達共同システム（物品等）によりインターネットの情報通信技術を利用して行うシステムをいう。
- (6) 持参入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続きをいう。
- (7) 電子入札 電子入札システムを利用して電磁的記録の送受信により執行する入札手続きをいう。
- (8) 紙入札 電子入札の場合において、電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続きをいう。

(契約締結の方法)

第3条 工事等の契約は、一般競争入札、事後審査型一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

2 競争入札の方法は、契約の種類及び設計金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」

という。)を含んだ金額とする。以下同じ。)に応じ、原則として、次のとおり定めるものとする。ただし、企業長が特に必要と認める場合には、定められた方法以外の入札方法で実施することができる。

契約の種類	設計金額	入札方法
(1) 建設工事請負	ア 2,000万円以上	事後審査型一般競争入札。ただし、1億円以上の案件で事後審査型一般競争入札によりがたい場合は、一般競争入札とする。
	イ 2,000万円未満	指名競争入札
(2) 業務委託		指名競争入札
(3) その他		指名競争入札

3 前項の規定にかかわらず、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の13第1項の各号並びに愛知中部水道企業団財務規程（昭和50年規程第10号。以下「規程」という。）第96条第1項の各号及び第2項に規定する契約については随意契約とすることができる。

4 この要領において、規程第96条第1項各号に定める額は、設計金額とする。ただし、設計金額を算出することが困難な契約については、見積金額とする。

5 一定期間継続して、物品の購入又は役務の提供を受ける単価契約については、見積金額に契約期間における予定数量を乗じて得た金額により契約締結の方法を決定するものとする。

（予算の執行）

第4条 当該業務を担当する所属長（以下「担当課長」という。）は、工事等について契約を締結しようとする場合は、規程第74条の規定によりあらかじめ予算執行書（様式第1号）を作成するものとし、契約の内容を変更しようとする場合は、変更予算執行書（様式第2号）を作成するものとする。

第2章 一般競争入札

（一般競争入札参加資格）

第5条 一般競争入札に参加する者は、次の各号に掲げる資格要件を備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者

- (2) 当該契約に係る業種における有資格業者であり、入札公告の日から落札決定までの間、企業団において指名停止又はそれに準じる措置を受けていない者
- (3) 建設工事の請負契約にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受け当該契約を合理的に履行するために次の地域要件を満たす者（ただし、当該建設工事が特定の機械、技術又は経験を必要とする場合を除く。）

建設工事の種類	設計金額	地域要件
水道施設工事	7,000万円以上	愛知県内に契約締結先を有する者
	7,000万円未満	企業団管内（豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町）に建設業法上の主たる営業所（「本社」「本店」のことをいう。）を有し、引き続き5年以上の営業年数がある者。ただし、案件によって「本社」「本店」を「契約締結先」として地域要件を設定する。
土木工事 管工事	5,000万円以上	愛知県内に契約締結先を有する者
	5,000万円未満	企業団管内（豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町）に建設業法上の主たる営業所（「本社」「本店」のことをいう。）を有し、引き続き5年以上の営業年数がある者。ただし、案件によって「本社」「本店」を「契約締結先」として地域要件を設定する。
上記以外の工事		愛知県内に契約締結先を有する者

- (4) 建設工事の請負契約にあつては、経営事項審査の総合数値が一定の数値以上を有する者
- (5) 当該契約と同種の契約について一定の履行実績を有する者
- (6) 当該契約に配置を予定する技術者が適正である者
- (7) 前各号のほか必要と認める事項

2 前項第3号から第7号までに規定する資格要件及びその他必要な事項は、その都度愛知中部水道企業団指名審査会（以下「審査会」という。）において定めるものとする。

（建設工事の請負契約における基準）

第6条 愛知中部水道企業団建設工事請負業者格付要領（以下「格付要領」という。）第3条に基づき各付した等級に対応する建設工事の設計金額は次のとおりとする。

等級	設計金額
S	1億円以上
A	7,000万円以上1億円未満
B	5,000万円以上7,000万円未満
C	5,000万円未満

2 前項の規定にかかわらず、企業団管内に本店（建設業法上の主たる営業所）を有し、引き続き5年以上の営業年数がある者は、次に掲げる格付基準によるものとする。

- (1) C等級の格付にある者は、B等級の格付の一般競争入札に参加することができる。
- (2) B等級の格付にある者は、A等級の格付の一般競争入札に参加することができる。
- (3) A等級の格付にある者は、S等級の格付の一般競争入札に参加することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合、当該建設工事に係る業種の対応等級の上位等級に属する有資格業者は、当該建設工事の請負契約に係る一般競争入札に参加することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、当該建設工事が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当該建設工事に係る業種の対応等級以外の等級に属する有資格業者は、当該建設工事の請負契約に係る一般競争入札に参加することができる。

- (1) 当該建設工事が特定の機械、技術又は経験を必要とする場合
- (2) 対応等級に格付された者が少数であるため適正な入札の執行をすることができない場合
- (3) 前各号のほか特に必要と認められる場合
(入札の公告)

第7条 企業長は、一般競争入札を行う場合、前条により資格要件及びその他必要な事項を決定した日の翌営業日に、次の各号に掲げる事項をインターネットの利用により公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 第17条第1項の規定により指定する入札の方法
- (5) 入札執行の場所及び日時（電子入札を行う場合は、入札期間、開札の場所及び日時）
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(8) 入札参加資格確認申請の受付期間、入札参加資格確認申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）、入札参加資格の確認に必要な履行実績調書（様式第4号）及び配置予定技術者調書（様式第5号）（以下「資料等」という。）の提出の期限、場所及び方法

(9) 設計図書に対する質問書の受付期間、場所及び方法

(10) 入札の方法

(11) 落札者決定に関する事項

(12) 契約書作成の要否

(13) 前払金等に関する事項

(14) 前各号のほか必要と認める事項

2 前項による公告は、入札の日から起算して10日前までに行うものとし、急を要する場合は5日前までに行うものとする。

（申請書及び資料等の提出）

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格を確認するための申請書及び資料等を提出期限までに提出しなければならない。

（入札参加資格の確認及び通知）

第9条 前条による申請書及び資料等の提出があった場合、入札参加者の入札参加資格の有無について、入札参加者（見積者）選定確認調書（様式第6号）により審査会の議を経て確認を行うものとする。

2 前項により審査会で確認を行った後、速やかに入札参加者に対し入札参加資格の確認の結果を、持参入札の場合は入札参加資格確認通知書（様式第8号）により、電子入札の場合は電子入札システムにより通知しなければならない。ただし、電子入札の場合において、紙入札での参加を承認した者に対しては、入札参加資格確認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 前項の規定により入札参加資格が有と通知された者で、落札決定までの間に入札参加資格を有しないこととなった者がある場合は、第2項の通知を取り消し、遅滞なく該当者に対しその旨通知しなければならない。

4 入札参加資格がないと認めた者に対しては、第2項及び前項に定める通知においてその理由を付すとともに、所定の期限までに入札参加資格がないと認めた理由（以下「無資格理由」という。）について説明を求めることができる旨を記載しなければならない。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第10条 入札参加資格がないと認められた者は、その通知のあった日から起算して7日以内に、書面（様式は自由）により、無資格理由について説明を求めることができる。

2 前項の定めるところにより無資格理由について説明を求められた場合、説明を求められた日から起算して10日以内に、審査会の議を経て、説明を求めた者に対し書面により回答しなければならない。

（設計図書）

第11条 設計図書は、入札参加資格確認申請の受付期間中、電子入札システムの利用により閲覧に供するものとする。

2 設計図書に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。なお、質問書の提出方法及び回答書の閲覧方法は、受付期間及び場所とともに入札公告に記載するものとする。

（入札保証金）

第12条 入札参加者が、規程第87条の規定により次の各号のいずれかに該当する場合については、入札保証金の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その内容が確認できる証書を入札執行前までに提出した場合
- (2) 当該競争入札に係る契約を履行する能力を有していること等を確認することにより、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

（予定価格）

第13条 規程第89条の規定により定める予定価格は、消費税等を含む金額とする。

2 前項の規定により定めた予定価格は、予定価格調書（様式第9号）に記載し、封書（様式第10号）にしたうえ、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

3 入札参加者が消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には消費税等を含まない金額を記載させるものとし、入札公告でその旨を明らかにしなければならない。ただし、これによることが困難なときは、この限りでない。

（予定価格の事前公表）

第14条 建設工事の請負契約について競争入札を行う場合は、原則として、予定価格を事前公表するものとし、入札公告に記載することにより行うものとする。ただし、当該契約の履行可能者が極めて限定されていて入札参加者が少数になるおそれがある場合等、予定価格を事前公表することにより適正な入札の執行に支障があると認められる場合は、予定価格を事前公表せずに入札を実施することができる。

- 2 予定価格を事前公表する場合、予定価格調書（様式第9号）は特例措置として封書にすることを要しないものとする。

（工事費等内訳書の作成）

第15条 予定価格を事前公表した入札を行う場合、入札参加者に工事費等内訳書（様式第11号）を作成させるものとし、入札公告でその旨を明らかにしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表しない入札の場合においても、必要と認める場合は、入札参加者に工事費等内訳書（様式第11号）を作成させることができる。
- 3 工事費等内訳書（様式第11号）の工事（委託）価格は、消費税等を含まない金額とし、入札金額と一致するものとする。

（最低制限価格）

第16条 規程第90条の規定により、建設工事の請負契約について競争入札を行う場合は、あらかじめ最低制限価格を設けるものとする。

- 2 最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項は、企業長が別に定めるものとする。

（入札）

第17条 競争入札を行う場合、持参入札又は電子入札のいずれかを指定して、入札を実施するものとする。

- 2 一般競争入札を行う場合、入札者は1人でも成立するものとする。
- 3 入札の経過は、競争入札執行（見積書徴取）調書（様式第12号）により記録するものとし、入札（見積）結果の欄には、落札、辞退、不調等を記入する。なお、電子入札の場合は、システムにより出力した入札結果一覧を競争入札執行（見積書徴取）調書に代えることができる。

（持参入札）

第18条 持参入札は、愛知中部水道企業団入札者心得書（以下「心得書」という。）に基づいて行うものとし、心得書及び契約約款等はインターネットの利用及び管財検査課にて閲覧に供することにより公表するものとする。

- 2 契約担当者は、持参入札の執行に先立ち、入札参加者に対し、入札参加資格確認通知書（様式第8号）の提示を求めることができる。
- 3 持参入札の開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行うものとする。
- 4 持参入札の開札は、すべての入札者を立ち合わせて行い、入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(電子入札)

第19条 電子入札の実施について必要な事項は、企業長が別に定めるものとする。

(入札の辞退)

第20条 入札参加者は、自己の入札の完了（持参入札の場合は入札書が入札箱に投入された時点、電子入札の場合は入札書の送信データが電子入札システムサーバに到着した時点、紙入札の場合は入札書が入札担当課に提出された時点とする。以下同じ。）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退した者（所定の期限までに入札辞退届を提出した者に限る。）に対し、これを理由として、以後に不利益な取扱いをしてはならない。

3 入札を辞退した者に対しては、辞退の理由書を徴するものとする。

(入札書の書換え等の禁止)

第21条 入札参加者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第22条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の期限までに所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札（入札公告に免除の記載がある場合を除く。）
- (3) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札（電子入札の場合は、所定の日時までに到達しない入札）
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札（入札公告に不要の記載がある場合を除く。）
- (8) 記名及び押印のない入札（電子入札の場合は、電子署名及び電子証明書のない入札）
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 工事費等内訳書（様式第11号）の作成を求めている入札において、工事費等内訳書（様式第11号）の提示若しくは提出がないと認められた者のした入札又は工事費等内訳書（様式第11号）に記載すべき事項に誤りがある入札
- (12) 工事費等内訳書（様式第11号）の工事（委託）価格と入札金額が一致しない入札

(13) 入札公告に定める入札方法によらない入札

(14) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

(15) その他契約担当者が、あらかじめ指示した事項に違反した入札

2 落札決定前に、入札金額の錯誤その他のやむを得ないと認められる理由により契約の履行ができない旨の申出をした者のした入札を、無効とすることができる。

(落札者の決定)

第23条 企業長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、自治令第167条の10第1項により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とするすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、自治令第167条の10第2項により、あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

4 予定価格を事前公表した入札において、入札金額が予定価格を超える入札は失格とする。

5 入札金額が最低制限価格を下回った入札は失格とする。

(工事費等内訳書の確認)

第24条 契約担当者は、第15条の規定により入札参加者に工事費等内訳書（様式第11号）を作成させたときは、その提示を求め、確認を行った上で、落札決定を行うものとする。ただし、必要があると認める場合は、工事費等内訳書（様式第11号）を提出させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札で行う場合、入札参加者に工事費等内訳書（様式第11号）を作成させたときは、電子入札システムによる提出を求め、工事費等内訳書（様式第11号）の確認を行った上で、落札決定を行うものとする。

3 必要があると認める場合は、当該工事費等内訳書（様式第11号）を提示又は提出した者に説明を求めるとともに、必要な指示をすることができる。

(再度入札)

第25条 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、直ちに（電子入札の場合は、別に日時等を指定して）、再度入札を行うものとする。

- 2 前項に定める再度入札は、原則として、2回（初度入札を含め3回）を限度とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表した入札の場合、入札回数は1回とし、再度入札を行わないものとする。
- 4 初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。
- 5 入札回数の限度内において落札者が決定しない場合、仕様等を変更し新たな契約として入札に付すものとする。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、政令第21条の13第1項第8号の規定に基づき、見積書を徴取して随意契約をすることができる。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - (1) 特殊工事等のため、他に当該契約の履行が可能な登録事業者がない場合
 - (2) 災害復旧工事等のため、緊急又は短期間に当該契約を履行する必要がある場合
 - (3) その他やむを得ない事情のため、新たな契約として入札に付すことができない場合
(くじによる落札者の決定)

第26条 契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじ（電子入札において、別に定めるところにより実施する電子くじを含む。）を引かせて落札者を決定するものとする。

- 2 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代えて、当該入札事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

（入札の延期又は中止等）

第27条 天災地変があった場合又はシステム障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合は、入札を延期し若しくは中止し、又は入札方法を変更することができる。

- 2 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前項その他の事由により入札を中止した場合であっても同様とする。

第3章 事後審査型一般競争入札

（事後審査型一般競争入札参加資格）

第28条 第5条を準用する。この場合、同条第1項中「一般競争入札」を「事後審査型一般競争入札」と読み替えるものとする。

（建設工事の請負契約における基準）

第29条 第6条を準用する。この場合、同条第2項、第3項及び第4項中「一般競争入札」を「事後審査型一般競争入札」と読み替えるものとする。

(入札の公告)

第30条 第7条を準用する。この場合、同条第1項中「一般競争入札」を「事後審査型一般競争入札」と読み替えるものとする。

(申請書の提出)

第31条 事後審査型一般競争入札に参加しようとする者は、申請書を提出期限までに提出しなければならない。ただし、電子入札で行う場合、申請書は、電子入札システムにより提出させるものとする。

(設計図書)

第32条 第11条を準用する。

(入札保証金)

第33条 第12条を準用する。

(予定価格)

第34条 第13条を準用する。

(予定価格の事前公表)

第35条 第14条を準用する。

(工事費等内訳書の作成)

第36条 第15条を準用する。

(最低制限価格)

第37条 第16条を準用する。

(入札)

第38条 第17条を準用する。この場合、同条第2項中「一般競争入札」を「事後審査型一般競争入札」と読み替えるものとする。

(持参入札)

第39条 第18条第1項、第3項及び第4項を準用する。

(電子入札)

第40条 第19条を準用する。

(入札の辞退)

第41条 第20条を準用する。

(入札書の書換え等の禁止)

第42条 第21条を準用する。

(入札の無効)

第43条 第22条を準用する。

(落札候補者の決定)

第44条 事後審査型一般競争入札を行う場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者)を落札候補者として、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者として決定し、落札決定は保留するものとする。

(工事費等内訳書の確認)

第45条 第24条を準用する。この場合、同条第1項及び第2項中「落札決定」を「落札候補者の決定」と読み替えるものとする。

(資料等の提出)

第46条 落札候補者は、落札候補者決定のあった日から起算して2営業日以内に入札参加資格の確認に必要な資料等を提出するものとする。

2 落札候補者が前項の規定による提出期間内に資料等を提出しない場合は、当該落札候補者のした入札を無効とすることができる。

(入札参加資格の確認)

第47条 事後審査型一般競争入札における入札参加資格の確認は、落札候補者に対してのみ行うものとする。確認の結果、当該落札候補者について入札参加資格がないと認めた場合、次順位者について入札参加資格の確認を行い、以後、入札参加資格があると認める者が確認されるまで行うものとする。

2 企業長は、入札参加資格の確認の結果、当該落札候補者について入札参加資格があると認めた場合、その者を落札者と決定するものとする。

3 企業長は、入札参加資格の確認の結果、当該落札候補者について入札参加資格がないと認めた場合、その者に対し、持参入札のときは入札参加資格確認通知書(様式第8号)により、電子入札のときは電子入札システムにより通知しなければならない。ただし、電子入札の場合において、紙入札を行った者に対しては、入札参加資格確認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

4 入札参加資格がないと認めた者に対しては、前項に定める通知においてその理由を付すとともに、所定の期限までに無資格理由について説明を求めることができる旨を記載しなければならない。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第48条 第10条を準用する。

(再度入札)

第49条 第25条を準用する。この場合、同条第5項中「落札者」を「落札候補者」と読み替えるものとする。

(くじによる落札候補者の決定)

第50条 第26条を準用する。この場合、同条第1項中「落札」を「落札候補者」と読み替えるものとする。

(入札の延期又は中止等)

第51条 第27条を準用する。

第4章 指名競争入札

(指名の基準)

第52条 指名競争入札を行う場合、当該契約に係る業種及び品目等における登録事業者のうちから、次に掲げる基準を考慮して指名を行わなければならない。

基準	内容
1 不誠実な行為の有無	(1) 愛知中部水道企業団指名停止取扱要領（平成19年要領第1号）に基づく指名停止の期間中である者を指名しないこと。 (2) 企業団発注の契約に関して、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから契約者として不相当と認められる者を指名しないこと。 ア 契約書に基づく工事等関係者に対する措置要求に契約者が従わないこと等、契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により契約者の下請負契約関係が不適切であることが明確であること。 ウ 警察当局から企業長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として公共工事等から排除要請があり、明らかに契約者として不相当であると認められること。
2 経営状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全と認められる者を指名しないこと。
3 工事成績	(1) 愛知中部水道企業団工事成績評定要領に定める成績の評定点が劣る場合は、次に掲げる区分に従い、その期間指名しないこと。

	<p>ア 評定点が65点以上70点未満のとき 2か月</p> <p>イ 評定点が50点以上65点未満のとき 3か月</p> <p>ウ 評定点が50点未満のとき 6か月</p> <p>(2) 指名しない者及び指名しない期間は、審査会の議を経て、当該指名しない者へ通知するものとする。</p>
4 地理的条件	本店所在地及び当該地域での工事实績等から判断して、当該地域における工事等の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該契約を確実に円滑に履行できる体制が確保できると認められる場合は、他に優先して指名できること。
5 社会的貢献度	技術と経営及び障害者雇用等の優れた業者の促進を図り、また品質の確保に効果的なISO取得の促進を図るため取得業者を優先して指名できること。
6 手持ち工事等の状況	手持ち工事等の件数、従業員の保有状況等から判断して当該契約を履行する能力があるかを総合的に勘案すること。
7 受注の状況	指名が特定の業者に偏しないよう、当該年度の指名及び受注状況を総合的に勘案すること。
8 技術者の状況	<p>次の事項に該当するかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 契約の種別に応じ、当該契約を履行するに足りる有資格技術者が確保できること。</p> <p>(2) 受注工事等への技術者の配置状況からみて、当該契約を確実に円滑に履行できる体制であること。</p>
9 技術的適性	<p>次の事項に該当するかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該契約と同種の契約について相当の履行実績があること。</p> <p>(2) 当該契約に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の契約の履行実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等の自然条件、周辺の環境条件等が当該契約の条件と同等と認められる条件下での履行実績があること。</p>
10 安全管理及び労働福祉の状況	<p>(1) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状況が継続している場合であって、明らかに契約者として不適当と認められる者を指名しないこと。</p> <p>(2) 賃金不払いに関し労働基準監督署等からの指導があり、当該状況が</p>

	<p>継続している場合であって、明らかに契約者として不適当と認められる者を指名しないこと。</p> <p>(3) 過去における契約の履行について、公衆損害事故及び工事関係者事故の発生がないこと等、安全管理の状況及び建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約を締結し、適正に実行しているなど労働福祉の状況を総合的に勘案すること。</p>
--	---

2 落札決定までの間に、指名した者が前項に掲げる基準又は入札参加資格を満たさなくなった場合は、その者の指名を取り消すものとする。

(建設工事の請負契約に係る指名基準)

第53条 格付要領に基づき格付した等級に対応する建設工事の設計金額は、第6条第1項に掲げる表のとおりとする。

2 格付要領第2条に掲げる業種を除く建設工事については、当該契約に係る業種における有資格業者から指名するものとする。

(建設工事の請負契約に係る指名基準の特例)

第54条 前条第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合、企業団管内に本店、支店、営業所を有する有資格業者に限り、当該建設工事に係る業種の対応等級の直近上位2等級又は直近下位等級に格付けされた者のうちから、前条第1項各号に掲げる事項を考慮して指名することができる。

2 前項の規定による指名が困難と認められる場合、当該建設工事に係る業種の対応等級の上位等級に属する有資格業者から指名することができる。

3 前条第1項及び前2項の規定にかかわらず、当該建設工事が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該建設工事に係る業種の対応等級以外の等級に格付けされた者を、第52条第1項各号に掲げる事項を考慮して指名することができる。

(1) 災害復旧工事等で緊急又は短時間に完了する必要がある場合

(2) 当該建設工事が特定の機械、技術又は経験を必要とする場合

(3) 対応等級に格付けされた者が少数であるため適正な入札の執行をすることができない場合

(4) 前各号のほか特に必要と認められる場合

(入札参加者の指名数)

第55条 指名競争入札を行う場合、原則として、当該入札に参加できる資格を有する有資格業者のうちから5人以上を当該入札の参加者に指名しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、設計金額が500万円以上の建設工事の請負契約に係る入札参加者の指名数は、次のとおりとする。

設計金額	指名数
(1) 5,000万円以上	10人以上
(2) 2,000万円以上5,000万円未満	8人以上
(3) 500万円以上2,000万円未満	6人以上

3 前2項の規定にかかわらず、契約の性質その他の理由により特に必要な場合は、入札参加者の指名数を減らすことができる。

(選定確認調書の作成)

第56条 担当課長は、指名競争入札を行う場合、あらかじめ第52条から第54条に掲げる事項について検討した上、第55条に規定する人数の入札参加者を選定し、入札参加者（見積者）選定確認調書（様式第6号）を作成し、審査会開催の2営業日前までに管財検査課長へ提出し、審査会の議を経るものとする。

2 前条第3項の規定により入札参加者の指名数を減らした場合、入札参加者（見積者）選定確認調書（様式第6号）の理由の欄にその理由を記載するものとする。

(指名通知)

第57条 企業長は、指名競争入札を行う場合、指名した者に次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び日時
- (3) 第17条第1項の規定により指定する入札の方法
- (4) 入札執行の場所及び日時（電子入札を行う場合は、入札期間、開札の場所及び日時）
- (5) 入札の無効に関する事項
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) 前各号のほか必要と認める事項

2 前項による通知から入札執行までの見積期間として、次に掲げる期間を設定しなければならない。ただし、(1)のア、イ、(2)及び(3)の見積期間については、5日以内の範囲で短縮することができる。

契約の種類	設計金額	見積期間
(1) 建設工事請負	ア 5,000万円以上	15日以上
	イ 500万円以上5,000万円未満	10日以上

	ウ 500万円未満	1日以上
(2) 業務委託		10日以上
(3) その他		10日以上

3 持参入札により指名競争入札を行う場合、指名競争入札通知書（様式第13号）により通知するものとする。

4 指名通知を行った場合は、入札に付する案件名、事前公表した場合は予定価格及び入札執行の日時を電子入札システムの利用又は管財検査課において閲覧に供することにより公表するものとする。

（入札保証金）

第58条 第12条を準用する。

（予定価格）

第59条 第13条を準用する。この場合、同条第3項中「入札公告」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。

（予定価格の事前公表）

第60条 第14条を準用する。この場合、同条第1項中「入札公告」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。

（工事費等内訳書の作成）

第61条 第15条を準用する。この場合、同条第1項中「入札公告」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。

（最低制限価格）

第62条 第16条を準用する。

（入札）

第63条 第17条第1項及び第3項を準用する。

（持参入札）

第64条 第18条第1項、第3項及び第4項を準用する。

（電子入札）

第65条 第19条を準用する。

（入札の辞退）

第66条 第20条を準用する。

2 入札の執行前に辞退者が生じた場合、追加の指名は行わないものとする。

（入札書の書換え等の禁止）

第67条 第21条を準用する。

(入札の無効)

第68条 第22条を準用する。この場合、同条第1項中「入札公告」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。

(落札者の決定)

第69条 第23条を準用する。

(工事費等内訳書の確認)

第70条 第24条を準用する。

(再度入札)

第71条 第25条を準用する。この場合、同条第5項中「仕様等を変更し」とあるのは「仕様等を変更し又は入札参加者を入れ替えて」と読み替えるものとする。

(くじによる落札者の決定)

第72条 第26条を準用する。

(入札の延期又は中止等)

第73条 第27条を準用する。

2 初度入札及び再度入札において入札者が1人となった指名競争入札は、入札を中止し、仕様を変更し又は入札参加者を入れ替えて、新たな契約として入札に付すものとする。ただし、第25条第5項各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、政令第21条の13第1項第8号の規定に基づき、見積書を徴取して随意契約とすることができる。この場合において、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第5章 随意契約

(随意契約の事由)

第74条 随意契約は、政令第21条の13第1項及び規程第96条の規定に基づき、契約の内容の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断して締結するものとし、その締結にあたっては、その理由を十分に整理しておかなければならない。

(見積者の選定)

第75条 随意契約によろうとする場合、見積者の選定数は、なるべく2人以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約をしようとする者のみとすることができる(以下「特命随意契約」という。)

(1) 特に販売価格の定まったものについて契約するとき。

- (2) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約するとき。
 - (3) 緊急を要するものについて契約するとき。
 - (4) 政令第21条の13第1項第6号から第9号までに定める事由に該当するとき。
 - (5) 政令第21条の13第1項第3号に定める随意契約によろうとする場合において、当該契約を履行可能な者が1人しかいないとき。
- 2 前項ただし書の規定により見積者を選定する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。
- (1) 官公庁、公社、その他公共的団体との契約で他の書類等により価格が確定しているとき。
 - (2) 法令により価格の定めのあるとき。
 - (3) 新聞、官報、法規の追録その他の定期刊行物等で表示価格のあるもの又はあらかじめ価格の確定しているものを購入しようとするとき。
 - (4) 1件の価格が10万円以下の契約で、市場価格調査等によりその価格が適当と判断される時（価格が分かる書面を明示すること。）。
 - (5) 見積書を徴することが困難な事情があり、かつ、その価格が適当と判断される時。
- 3 随意契約によろうとする場合の見積者の選定方法は、次のとおりとする。
- (1) 政令第21条の13第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れは除く）に規定する随意契約（特命随意契約を締結する場合を含む。）で、その予定価格が規程第96条第1項に規定する少額随意契約の金額を超えるときは、担当課長が選定し、審査会に付して決定する。
 - (2) 前号以外の随意契約は、担当課長が選定する。
- 4 前項第1号の規定により見積者を選定する場合、担当課長は、あらかじめ第74条に掲げる事項について検討したうえで、入札参加者（見積者）選定確認調書（様式第6号）を作成し、管財検査課長へ提出するものとする。
- 5 入札参加者（見積者）選定確認調書（様式第6号）を作成する場合、入札参加者（見積者）選定確認調書（様式第6号）の理由の欄に随意契約とした理由を記載するものとする。
- 6 指名停止の期間中の者を随意契約の相手方とすることはできない。
- （予定価格）

第76条 前条第3項第1号の規定により見積者を決定した場合、予定価格の作成は第13条を準用する。この場合、同条第3項中「入札参加者」とあるのは「見積者」と、「入札書」

とあるのは「見積書」と、「入札公告」とあるのは「見積書徴取通知書」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、随意契約を行う場合、規程第91条の規定により予定価格の設定を省略することができる。

(見積書の徴取)

第77条 第75条第3項の規定により決定した見積者から持参により見積書の徴取を行う場合は、見積書徴取通知書(様式第14号)により通知するものとする。

- 2 見積書の徴取は、心得書を準用して行うものとし、その経過は、競争入札執行(見積書徴取)調書(様式第12号)により記録するものとする。なお、電子入札の場合は、システムにより出力した入札結果一覧を競争入札執行(見積書徴取)調書(様式第12号)に代えることができる。

第6章 契約の締結

(契約書等の作成)

第78条 企業長は、契約の相手方を決定したときは規程第99条に規定する事項を記載した契約書(様式第15号)を遅滞なく作成し、契約の相手方を決定した日から起算して7日以内に契約書に契約の相手方とともに記名押印して契約を締結するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規程第100条の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。この場合、特に軽微な契約を除いて、請書(様式第16号)を作成するものとする。
- 3 契約金額は、入札書又は見積書(明確に税込の金額が記載された見積書を除く。)に記載された金額に消費税等の金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加算した金額とする。

(契約保証金)

第79条 規程第101条の規定により、契約を締結しようとする者に契約保証金を納付させるものとする。ただし、規程第102条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(損害賠償)

第80条 契約書又は請書において、談合その他の不正行為があったときの損害賠償に関する条項を記載しなければならない。

(支出負担行為の決議)

第81条 担当課長は、契約の相手方を決定したときは遅滞なく支出負担行為決議書により

支出負担行為の決議を行うものとし、契約の内容を変更しようとするときは、変更支出負担行為決議書により行うものとする。ただし、単価契約に係る支出負担行為は、契約の相手方からの請求があったときに整理するものとする。

(建設工事の請負契約における賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第82条 契約期間が長期にわたる建設工事の請負契約において、契約の締結後、賃金又は物価の変動により契約金額が不相当となったと認められる場合、当該契約金額の変更手続等について必要な措置を講ずることができる。

(契約内容の変更)

第83条 企業長は、規程第107条第1項及び第2項により、契約内容の変更協議が整ったときは遅滞なく変更契約書(様式第17号)又は変更請書(様式第18号)を作成するものとする。

第7章 入札結果等の公表

(入札結果の公表)

第84条 競争入札により契約を締結したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 案件名、工事(納入)場所、工期(履行期間)
- (2) 入札日(電子入札の場合は開札日)
- (3) 入札方式
- (4) 入札参加資格があると認められた者又は指名した者の商号又は名称
- (5) 入札者(入札が無効とされた者を除く。)の入札金額
- (6) 入札を辞退した者又は入札が無効とされた者がいるときは、その旨
- (7) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (8) 予定価格(消費税等を含まない金額とする。毎年同内容で反復継続する契約を除く。)
- (9) 最低制限価格を設けたときは、最低制限価格(消費税等を含まない金額とする。)

(公表の方法及び期間)

第85条 入札結果の公表は、インターネットの利用及び競争入札執行(見積徴取)調書(様式第12号)の写しを管財検査課にて翌年度末まで閲覧に供することにより行うものとする。

(随意契約の内容の公表)

第86条 審査会の議を経て見積者を決定し随意契約を締結した場合は、速やかに次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 案件名、工事(納入)場所、工期(履行期間)

(2) 見積書提出日

(3) 見積書を徴取した者の商号又は名称及び見積金額

(4) 契約の相手方の商号又は名称及び見積金額

2 前条の規定は、前項の公表を行う場合にこれを準用する。この場合、同条第1項中「入札結果」を「見積結果」と読み替えるものとする。

3 第25条第5項及び第73条第2項のただし書きにより随意契約によることとした場合は、内容を公表しないものとする。

第8章 雑則

(事務手続)

第87条 この要領及び規程に定めるもののほか、契約事務の手続について必要な事項は、審査会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(愛知中部水道企業団制限付き一般競争入札実施要領の廃止)

2 愛知中部水道企業団制限付き一般競争入札実施要領（平成15年要領第3号）は、廃止する。

(愛知中部水道企業団建設工事等に係る予定価格の事前公表に関する要領の廃止)

3 愛知中部水道企業団建設工事等に係る予定価格の事前公表に関する要領（平成15年要領第4号）は、廃止する。

(愛知中部水道企業団入札関係事務取扱要綱の廃止)

4 愛知中部水道企業団入札関係事務取扱要綱（昭和57年10月1日）は、廃止する。

(愛知中部水道企業団指定業者選定要綱の廃止)

5 愛知中部水道企業団指名業者選定要綱（平成17年要綱第3号）は、廃止する。

附 則（平成23年要領第1号）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年要領第1号）

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年要領第3号）

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成25年要領第2号）

(施行期日)

1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。

(見積書の徴収に関する取扱いについての廃止)

2 見積書の徴収に関する取扱いについて(昭和62年11月1日)は、廃止する。

附 則(平成26年要領第2号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年要領第3号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年要領第6号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年要領第8号)

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年要領第1号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年要領第1号)

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(平成31年要領第2号)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年要領第1号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年要領第3号)

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和3年要領第4号)

1 この要領は、令和3年9月1日から施行する。

2 この要領が施行の際、改正前の各要領の様式に基づいて作成された用紙で現に残存するものは、この改正後の各要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和3年要領第5号)

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則(令和4年要領第1号)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年要領第2号)

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令和6年要領第1号）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領が施行の際、改正前の各要領の様式に基づいて作成された用紙で現に残存するものは、この改正後の各要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和6年要領第2号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

企業長							係

予 算 執 行 書

年 月 日

このことについて、下記のとおり予算執行してよろしいか。

1 事業の執行

案 件 名	
工事又は納入場所	
事 業 の 概 要	
工期又は履行期間	

2 執行（契約）の方法

- 制限付き一般競争入札
- 事後審査型制限付き一般競争入札
- 地方自治法施行令第167条第 号により 指名競争入札
- 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第 号により 随意契約

3 地方自治法施行令第167条の10第2項に基づく最低制限価格を 設ける 設けない

様式第2号(第4条関係)

企業長						係

変更予算執行書

年 月 日

このことについて、下記のとおり変更予算執行してよろしいか。

事業の執行

案 件 名	
工事又は納入場所	
事業の概要	
工期又は履行期間	

様式第3号（第7条、第31条関係）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

愛知中部水道企業団
企業長 殿

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者
連絡先電話番号

下記の入札に参加したいので、入札参加資格確認のための審査を申請します。
なお、この申請書の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 案件名
- 2 工事又は納入場所
- 3 入札参加資格確認申請項目

(1)申請者情報	住 所	
	本 契 約 業 種	(総合評定値 点)
(2)同種工事の 履行実績	工 事 名 等	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所 等	
	契 約 金 額	円 (円)
	契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	受 注 形 態	単体 / JV (出資割合 %)

- (注) 1 本契約業種には入札公告に記載のある業種を記入し、本契約業種にかかる最新の経営事項審査結果の総合評定値を () 内に記入してください。
- 2 JV工事の場合の契約金額は、JVでの契約金額と共に、出資割合による案分後の金額を () 内に記入してください。

様式第5号(第7条関係)

配置予定技術者調書

商号又は名称 _____

1 配置予定技術者

氏 名	
本契約に必要なとされる資格	
登録番号	
取得年月日	年 月 日
実務経験年数	年

2 配置予定技術者の経歴

工事名等	
発注機関名	
工事場所等	
契約金額	円(円)
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
受注形態	単体 / JV (出資割合 %)
従事役職	

(注)1 原則として届け出た技術者の変更はできません。

- 2 JV工事の場合の契約金額は、JVでの契約金額と共に、出資割合による案分後の金額を()内に記入してください。
- 3 過去に従事した実績(官公庁との契約優先)が確認できるCORINSの竣工登録工事カルテ受領書等の写しを添付してください。
- 4 所属建設業者との雇用関係を確認できる監理技術者資格者証又は健康保険被保険者証等の写しを添付してください。
- 5 請負代金額が4千万円以上(建築一式工事は、8千万円以上)となる場合には、配置される技術者は本工事に専任である必要があります。また、下請負代金額の総額が4千5百万円以上(建築一式工事は、7千万円以上)となる場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として配置することが必要となります。

様式第6号(第9条関係)

会長	副会長						
入札参加者(見積者)選定確認調書							
							年 月 日
本案件の入札参加者(見積者)を下記のとおり決定する。							
案 件 名							
工事又は納入場所							
市 町 名		工期又は履行期間					
該 当 等 級		契 約 の 種 類		選 定 業 者 数			
番 号	格付等級			入札参加者(見積者)の 商号又は名称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
	土	管	水				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
概 要							
理 由							

備考 入札参加者(見積者)の商号又は名称の空白最上欄には、「以上〇人」と表示とすること。

様式第8号(第9条関係)

入札参加資格確認通知書

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

愛知中部水道企業団
企業長

入札参加資格確認の結果について(通知)

このことについて、 年 月 日付けで申請のあった下記案件に係る入札参加資格について確認したので結果を通知します。

記

入 札 公 告 日	年 月 日	
案 件 名		
入 札 参 加 资 格 の 有 無	有 ・ 無	
	入札参加資格がない と認めた理由	

入札参加資格があると認められた方は、入札時にこの入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

なお、入札参加資格がないと通知された方は、その理由について、説明を求めることができます。この説明を求める場合には、 年 月 日までに愛知中部水道企業団管財検査課へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第9号（第13条関係）

予 定 価 格 調 書	
案 件 名	
工事又は納入場所	
開 札 日	
予定価格	総価 単価
予 定 価 格 (消費税等を含む)	
入札書比較価格 (消費税等を含まない)	
最低制限価格	設ける 設けない
最低制限価格 (消費税等を含む)	
入札書比較価格 (消費税等を含まない)	
上記のとおり決定する。 年 月 日	
愛知中部水道企業団	

様式第10号(第13条関係)

(表)

予 定 価 格 調 書	
案 件 名	
工事又は納入場所	
年 月 日 管財検査課	愛知中部水道企業団

(裏)

印		印
---	--	---

(注) 封筒の大きさは、日本工業規格長形3号の大きさとする。

様式第12号(第17条関係)

競争入札執行(見積書徴取)調書				
(案件名)				
(工事又は納入場所)				
年 月 日 執行				
入札者(見積者)氏名	第1回 入札	第2回 入札	第3回 入札	入札(見積)結果
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

上記金額に消費税及び地方消費税を加算した金額が法律上の
見積価格である。

予定価格(税抜)
円

様式第13号(第57条関係)

第 号 年 月 日		
愛知中部水道企業団 企業長		
指 名 競 争 入 札 通 知 書		
下記により指名競争入札を行います。		
記		
入札に 付する	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	
契約条項を示す場所		
契約条項を示す日時		
入札執行の場所		
入札執行 の日時	入札書提出の日時	
	開札の日時	
入札保証金に関する事項		
契約書作成の要否		
入札の無効に関する事項		
最低制限価格の有無		
現場説明	日 時	
	場 所	
入札に関し必要な事項		
そ の 他		
特 に 定 め た 条 項		

- (注)1 業務委託の案件にあつては、様式中「工事名」を「業務委託名」に、「工事場所」を「納入場所」に、「工期」を「履行期間」にそれぞれ訂正すること。
- 2 物品の納入等の案件にあつては、様式中「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」に、「工期」を「納入期限」にそれぞれ訂正すること。

様式第14号(第77条関係)

		第 号 年 月 日
愛知中部水道企業団 企業長		
見 積 書 徴 取 通 知 書		
下記により見積書を提出してください。		
記		
見積りに 付する	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	
契約条項を示す場所		
契約条項を示す日時		
見積執行の場所		
見積執行 の日時	見積書提出の日時	
	開札の日時	
見積保証金に関する事項		
契約書作成の要否		
見積の無効に関する事項		
最低制限価格の有無		
現場説明	日 時	
	場 所	
見積に関し必要な事項		
そ の 他		
特 に 定 め た 条 項		

- (注)1 業務委託の案件にあつては、様式中「工事名」を「業務委託名」に、「工事場所」を「納入場所」に、「工期」を「履行期間」にそれぞれ訂正すること。
- 2 物品の納入等の案件にあつては、様式中「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」に、「工期」を「納入期限」にそれぞれ訂正すること。

様式第 15 号—1(第 78 条関係)

契 約 書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

4 請 負 代 金 額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

5 契 約 保 証 金

上記の工事について発注者愛知中部水道企業団と請負者
とは、別添条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本契約書 2 通を作成し、当事者それぞれ 1 通を保管する。

年 月 日

愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212 番地
発注者 愛知中部水道企業団
企業長 印

住所
請負者
氏名 印

様式第 15 号—2(第 78 条関係)

契 約 書

1 業務委託名

2 納入場所

3 履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日

4 業務委託料 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

5 契約保証金

上記の業務委託について委託者愛知中部水道企業団と受託者とは、別添条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本契約書 2 通を作成し、当事者それぞれ 1 通を保管する。

年 月 日

愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212 番地
委託者 愛知中部水道企業団
企業長 印

住所
受託者
氏名 印

様式第16号—1(第78条関係)

請 書

下記の条項により、お請けします。

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 請 負 代 金 額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
- 5 契 約 保 証 金 免除
- 6 その他特約事項
- 7 支 払 条 件
適法な支払請求書の提出があった日から40日以内に支払うものとする。
- 8 支 払 遅 延 利 息
政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める割合で算出した額とする。
- 9 契 約 解 除 と 賠 償 金
この契約に定める義務を履行しない場合は、契約を解除されても異議の申し立てをしない。なお、これにより愛知中部水道企業団に生じた損害を賠償するものとする。
- 10 権 利 義 務 の 譲 渡 等
この契約から生ずる一切の権利義務を愛知中部水道企業団の承認なくして第三者に譲渡することはできない。
- 11 協 議
この契約の履行上疑義が生じた場合は、愛知中部水道企業団と協議解決を図るものとする。

年 月 日

愛知中部水道企業団
企業長 殿

住所
請負者
氏名 印

(注)「その他特約事項」については、契約履行に関し必要な事項を記入するものとする。

様式第16号—3(第78条関係)

請 書

下記の条項により、お請けします。

- 1 物 件 名
- 2 納 入 場 所
- 3 納 入 期 限 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 契 約 金 額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
- 5 契 約 保 証 金 免除
- 6 そ の 他 特 約 事 項
- 7 支 払 条 件
適法な支払請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。
- 8 支 払 遅 延 利 息
政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める割合で算出した額とする。
- 9 契 約 解 除 と 賠 償 金
この契約に定める義務を履行しない場合は、契約を解除されても異議の申し立てをしない。なお、これにより愛知中部水道企業団に生じた損害を賠償するものとする。
- 10 権 利 義 務 の 譲 渡 等
この契約から生ずる一切の権利義務を愛知中部水道企業団の承認なくして第三者に譲渡することはできない。
- 11 協 議
この契約の履行上疑義が生じた場合は、愛知中部水道企業団と協議解決を図るものとする。

年 月 日

愛知中部水道企業団
企業長 殿

住所
受注者
氏名 印

(注)「その他特約事項」については、契約履行に関し必要な事項を記入するものとする。

様式第 17 号—1(第 83 条関係)

変 更 契 約 書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 変更による請負代金増減額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の増減額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

4 原 工 期 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

5 変更後工期 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

上記の工事について発注者愛知中部水道企業団と請負者とは、別添条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本契約書 2 通を作成し、当事者それぞれ 1 通を保管する。

なお、この契約書に定めるものを除き、年 月 日付けの契約書による。

年 月 日

愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212 番地

発注者 愛知中部水道企業団

企業長

印

住所

請負者

氏名

印

様式第 17 号—2(第 83 条関係)

変 更 契 約 書

1 業 務 委 託 名

2 納 入 場 所

3 変更による業務委託料増減額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の増減額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

4 原 履 行 期 間 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

5 変更後履行期間 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

上記の業務委託について委託者愛知中部水道企業団と受託者
とは、別添条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本契約書 2 通を作成し、当事者それぞれ 1 通を保管する。

なお、この契約書に定めるものを除き、年 月 日付けの契約書による。

年 月 日

愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212 番地
委託者 愛知中部水道企業団
企業長 印

住所
受託者
氏名 印

様式第 17 号—3(第 83 条関係)

変 更 契 約 書

1 物 件 名

2 納 入 場 所

3 変更による契約金額増減額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の増減額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 原 納 入 期 限 年 月 日

5 変 更 後 納 入 期 限 年 月 日

上記の物件について発注者愛知中部水道企業団と受注者とは、別添条項によって変更売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本契約書2通を作成し、当事者それぞれ1通を保管する。

なお、この契約書に定めるものを除き、年 月 日付けの契約書による。

年 月 日

愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212 番地

発注者 愛知中部水道企業団
企業長 印

住所
受注者
氏名 印

様式第18号—1(第83条関係)

変 更 請 書

下記のとおり、 年 月 日付けで締結した契約の一部を変更のうえ、お請け
します。

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 変 更 後 工 期 年 月 日 までを 年 月 日まで
に改める。
- 4 変更による請負代金増減額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の増減額 金 円

年 月 日

愛知中部水道企業団
企業長 殿

住所
請負者
氏名 印

様式第18号—2(第83条関係)

変 更 請 書

下記のとおり、 年 月 日付けで締結した契約の一部を変更のうえ、お請け
します。

- 1 業 務 委 託 名
- 2 納 入 場 所
- 3 変 更 後 履 行 期 間 年 月 日 までを 年 月 日まで
に改める。
- 4 変更による業務委託料増減額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の増減額 金 円

年 月 日

愛知中部水道企業団
企業長 殿

住所
受託者
氏名 印

様式第18号—3(第78条関係)

変 更 請 書

下記のとおり、 年 月 日付けで締結した契約の一部を変更のうえ、お請け
します。

- 1 物 件 名
- 2 納 入 場 所
- 3 変 更 後 納 入 期 限 年 月 日 までを 年 月 日まで
に改める。
- 4 変更による契約金額増減額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の増減額 金 円

年 月 日

愛知中部水道企業団
企業長 殿

住所
受注者
氏名 印

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第4条関係)
様式第3号 (第7条、第31条関係)
様式第4号 (第7条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第9条関係)
様式第7号 削除
様式第8号 (第9条関係)
様式第9号 (第13条関係)
様式第10号 (第13条関係)
様式第11号 (第15条関係)
様式第12号 (第17条関係)
様式第13号 (第57条関係)
様式第14号 (第77条関係)
様式第15号—1 (第78条関係)
様式第15号—2 (第78条関係)
様式第15号—3 (第78条関係)
様式第16号—1 (第78条関係)
様式第16号—2 (第78条関係)
様式第16号—3 (第78条関係)
様式第17号—1 (第83条関係)
様式第17号—2 (第83条関係)
様式第17号—3 (第83条関係)
様式第18号—1 (第83条関係)
様式第18号—2 (第83条関係)
様式第18号—3 (第78条関係)